

議会改革のみち

これまでの
議会改革の取り組みを
「道」で
表現しました!

立川市議会では、議会のあり方を明示した「議会基本条例」を平成26年4月に定め、より良い議会を目指すための改革に取り組んでいます。昨年度は有識者を招き、これまでの議会改革の取り組みと今後の改革の方向性についての検証を行いました。ここではその取り組みを「道」に例えてお伝えします。



議会基本条例へ

立川市議会基本条例 制定の経緯

平成19年
議会改革
プロジェクト
チーム設置

平成20年
市内農業視察実施

平成21年
一問一答形式の導入
(議会基本条例
第12条)

平成22年
議員研修の開始
(第19条)
本会議のインター
ネット中継を
開始(第5条)

平成23年
議会改革
特別委員会設置
各議員の議案の
賛否態度を公開

平成24年
市民への
「議会報告会」開催
議会基本条例の
検討開始

平成25年
市民との
「意見交換会」
開催(第8条)

平成26年
パブリック
コメント実施
議会基本条例
(素案)につき、
「市民と議会の
意見交換会」開催

平成26年
(制定後)
委員会のインター
ネット中継を開始
政務活動費を
ホームページで
公開(第22条)

議会災害対応
マニュアルの制定、
防災訓練(第18条)

タブレット
端末の導入

平成27年
傍聴時の氏名住所の
記入不要に
(第4条)

平成29年
市内工業視察実施
一般質問での
プロジェクター使用
試行開始

平成30年
新清掃工場の
事業者選定
について
参考人制度を
活用(第6条)

令和元年
市内工業視察実施

立川市議会では、議会の活性化のためにさまざまな取り組みを進めるとともに、議会の役割や果たすべき責務について協議を重ねてきました。これまでの取り組みを確かなものとし、今後さらなる改革を進めていくために、議会の基本姿勢や活動原則、市民と議会との関係、市長をはじめとする行政と議会との関係等を市民の目に見える形で示し、市民に開かれた議会の実現に努めていくため、議会基本条例を制定しました。

議会基本条例 前文より

議会が、意思決定機関としての責務を果たすとともに、市民の負託を得るにふさわしい議会であるために不断の努力を重ね、より良い議会を目指すために、ここに議会の基本規範としての「立川市議会基本条例」を制定する。

議会基本条例の構成

- 第1章 総則
- 第2章 議会と市民との関係
- 第3章 議会と市長等との関係
- 第4章 議会の権限
- 第5章 議会の組織と運営
- 第6章 自由討議の拡大
- 第7章 議員報酬及び政務活動費
- 第8章 議会事務局等の体制整備
- 第9章 補則

条例に基づき 議会改革実行中

平成26年4月1日議会基本条例制定

平成26年6月市議会議員選挙

平成30年6月市議会議員選挙

条例制定後2回の選挙を経て、新たに当選した議員が複数いることや、さらなる議会改革のために条例の検証が必要との認識のもと、平成30年9月に特別委員会が設置されました。

条例の検証へ!

議会基本条例制定

プロジェクター
使用の様子

